

年金あれこれ

～国民年金の加入方法～

国民年金は、国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、保険料を納める制度です。職業などにより3種類に分類され、加入方法や納付方法が異なります。

種 別		納付方法
第1号被保険者	農業者、自営業者、学生、無職の方など加入手続きはご自身で、役場で行います。	ご自身で納付します。 (加入手続き後、納付書が郵送されます)
第2号被保険者	会社員（厚生年金）、公務員（共済組合）の加入者。加入手続きは、勤務先が行います。	勤務先が納付します。 (給料から差し引かれます)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されていて、原則として年収130万円未満の配偶者の方。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。	ご自身での納付は不要です。 (配偶者が加入する制度が負担します)

次のようなときは手続きが必要です。

届出が必要なとき	異動の内容	手続きに必要なもの
●厚生年金加入者が会社等を退職した	第2号被保険者→第1号被保険者 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）、退職日のわかる書類（資格喪失証明書、離職票など）
●配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金の資格を喪失した ●扶養からはずれた	第3号被保険者→第1号被保険者	基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）、扶養からはずれたことがわかる書類（資格喪失証明書など）



■お問い合わせ：旭川年金事務所 TEL 0166-25-5606 または住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

除雪機を活用させていただいています

国土交通省北海道開発局では、自治体の除雪体制を強化する支援として小型除雪機の無償貸与を行っています。

本町では、町有施設除雪のため要望していたところ1台が貸与され、リサイクルセンター敷地で活用させていただいています。



無償貸与された小型除雪機